

付録 11 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（いわゆるバリアフリー新法）

この法律は、高齢者、障害者等の円滑な移動および建築物等の施設の円滑な利用を確保するための施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針ならびに旅客施設、建築物等の構造および設備の基準の策定に加え、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等およびこれらとの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定めたものである。同法は、国土交通省、総務省、国家公安委員会(警察庁)が共管する法律である。